

宮代町税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に</p>	<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族</p> <p>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族</p> <p>の数に</p>

改 正 案	現 行
<p>1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2～23 （略）</p> <p><u>24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p><u>25</u> （略）</p> <p><u>26 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産</u> にあっては、零）とする。</p>	<p>1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2～23 （略）</p> <p><u>24</u> （略）</p> <p><u>25 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画</u> _____ _____に定める業種に属する事業の用に供する同条 _____に規定する家屋及び構築物にあっては、零）とする。</p>

宮代町子ども医療費支給に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(受給資格者の登録)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受給資格者は、保険医療機関等において<u>医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等において国民健康保険法又は社会保険各法の規定による電子資格確認等により国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。</u></p>	<p>(受給資格者の登録)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受給資格者は、保険医療機関等において、<u>医療を受けようとする場合は、保険医療機関等に、被保険者証、組合員証又は加入者証及び</u> <u>受給</u> <u>資格証を提示しなければならない。</u></p>

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>当該医療機関等において医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等又は被扶養者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。</u></p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに</u> _____<u>、受給者証を提示しなければならない。</u></p>

宮代町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案		現 行	
(手数料の免除等)		(手数料の免除等)	
第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。		第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者から、当該世帯に係る申請があったとき。 _____		(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者から、当該世帯に係る申請があったとき。 <u>ただし、第2条第1項第10号に掲げる事務の手数料を除く。</u>	
(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者から、当該世帯に係る申請があったとき。 _____		(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者から、当該世帯に係る申請があったとき。 <u>ただし、第2条第1項第10号に掲げる事務の手数料を除く。</u>	
(4) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を使用する者から当該補助犬に係る第2条第20号から第23号までに規定する申請があったとき。		(4) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を使用する者から当該補助犬に係る第2条第21号から第24号までに規定する申請があったとき。	
(5) 及び(6) (略)		(5) 及び(6) (略)	
2 (略)		2 (略)	
別表第1(第2条第41号関係) (略)		別表第1(第2条第42号関係) (略)	
別表第2(第2条第42号関係) (略)		別表第2(第2条第43号関係) (略)	
別表第3(第2条第43号ア関係) (略)		別表第3(第2条第44号ア関係) (略)	
別表第4(第2条第43号イ関係) (略)		別表第4(第2条第44号イ関係) (略)	
別表第5(第2条第43号ウ関係) 開発行為許可申請に対する審査 (第2条第43号ア及びイ以外の開発行為) (略)		別表第5(第2条第44号ウ関係) 開発行為許可申請に対する審査 (第2条第44号ア及びイ以外の開発行為) (略)	
別表第6(第2条第44号関係) 開発行為許可申請に対する審査		別表第6(第2条第45号関係) 開発行為許可申請に対する審査	
	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)	
1	(略)	開発区域の面積 (イに規定する変更を伴う場合に	(略)
	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)	
1	(略)	開発区域の面積 (イに規定する変更を伴う場合に	(略)

改 正 案			現 行		
		つては変更前の開発面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積) に応じ第2条第43号に定める手数料の金額の10分の1を乗じて得た金額			つては変更前の開発面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積) に応じ第2条第44号に定める手数料の金額の10分の1を乗じて得た金額
2	(略)	新たに編入される開発区域の面積に応じ第2条第43号に定める手数料の金額	2	(略)	新たに編入される開発区域の面積に応じ第2条第44号に定める手数料の金額
3	(略)	(略)	3	(略)	(略)
別表第7 (第2条第45号関係) (略)			別表第7 (第2条第46号関係) (略)		
別表第8 (第2条第46号関係) (略)			別表第8 (第2条第47号関係) (略)		
別表第9 (第2条第51号関係) (略)			別表第9 (第2条第52号関係) (略)		

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 <u>事業所内保育事業</u></p> <p> 第1節 <u>通則(第42条)</u></p> <p> 第2節 <u>保育所型事業所内保育事業(第43条～第46条)</u></p> <p> 第3節 <u>小規模型事業所内保育事業(第47条・第48条)</u></p> <p>第6章 <u>雑則(第49条)</u></p> <p>附則</p> <p> 第6章 <u>雑則</u></p> <p> <u>(電磁的記録)</u></p> <p>第49条 <u>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 <u>事業所内保育事業</u></p> <p> 第1節 <u>通則(第42条)</u></p> <p> 第2節 <u>保育所型事業所内保育事業(第43条～第46条)</u></p> <p> 第3節 <u>小規模型事業所内保育事業(第47条・第48条)</u></p> <p>附則</p>